

< 別表 1 >

志免ブランド認定対象品と選定基準

| 認定対象品   |
|---|
| <p>(1) 製造方法、由来が深く、本町に係るもの。</p> <p>(2) 町内で販売されている商品であるもの</p> <p>(3) 町内で提供されているサービス、飲食物及び自然史跡等であるもの</p>   |
| 選定基準  |
| <p>① 志免ブランドしめたものとして、相応しい品質を持つもの</p> <p>② 郷土色豊かであるもの</p> <p>③ デザインや包装、味覚が優れているもの</p> <p>④ 価格が適正であるもの</p> <p>⑤ 農産物においては、収穫量が非常に多い又は非常に少なくめずらしい、品質が優れている、貴重価値が高いなどのほか、審査委員が適当と認めるもの</p> <p>⑥ 商標及び梱包容器等において虚偽表示、誇大表示等がなく、消費者にとって有意な表示がなされていること</p> <p>⑦ 食品衛生法等の関係法令に違反しないものであること</p> <p>⑧ 季節限定品を除き、認定期間中、安定的な供給が可能であり、一般の流通経路において、消費者が購入可能であること</p> |